

楽天・日本株式インデックス・ファンド

愛称: 楽天・日本株式

追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型

商品分類および属性区分

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年 1 回	日本	ファミリーファンド	その他(MSCIジャパン・インデックス)

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「楽天・日本株式インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2026 年 5 月 29 日に関東財務局長に提出し、2026 年 6 月 14 日にその効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社の照会先

Rakuten 楽天投信投資顧問

<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>
電話: 03-6432-7746 受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで

【委託会社】 ファンドの運用の指図を行う者

楽天投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 1724 号
設立年月日: 2006 年 12 月 28 日
資本金: 150 百万円(2026 年 2 月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:
6,255,090 百万円(2026 年 2 月末現在)

【受託会社】 ファンドの財産の保管および管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、わが国の株式市場の動きをとらえることを目指して、MSCIジャパン・インデックス(配当込み)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 わが国の株式市場の動きに連動する投資成果を目指します

◆マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、MSCIジャパン・インデックス(配当込み)(以下、「対象指数」といいます。)に連動する投資成果を目指します。

- マザーファンドにおいては、ベンチマークとの連動性を維持するため、株価指数との連動を目指すETF(上場投資信託証券)、株価指数を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。
- マザーファンドの投資信託財産の規模やマザーファンドへの資金流入の規模によっては、ETFや株価指数先物取引への投資割合が相対的に大きくなる場合があります。

※指数の詳細については、「MSCIジャパン・インデックスとは?」をご参照ください。

2 効率的な運用を行うために、投資信託財産で保有する有価証券の貸付取引を行う場合があります

◆有価証券の貸付取引を行った場合には、その品貸料の一部は投資信託財産の収益となります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

！ MSCIジャパン・インデックスとは？

「MSCIジャパン・インデックス」は、わが国の株式市場における大型株および中型株のパフォーマンスを測定するために設計された浮動株調整後時価総額加重平均型の指標です。

当ファンドは、MSCI Inc. (以下、「MSCI」といいます。)、その関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者 (以下、総称して「MSCI関係者」といいます。)) によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、楽天投信投資顧問株式会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的または当ファンド自体に対する投資適合性、または対応する株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力につき、明示的か黙示的かを問わず何ら表明または保証をするものではありません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンス所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCIにより決定、作成および計算されています。いずれのMSCI関係者も、MSCI指数の決定、作成あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。いずれのMSCI関係者も、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。いずれのMSCI関係者も、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いずれのMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。いずれのMSCI関係者も、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。いずれのMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれに関連する誤り、欠落または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いずれのMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行なうものではなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害 (逸失利益を含む。) につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、当ファンドを支持、保証、販売または販売促進するためにいかなるMSCIの商号、商標またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

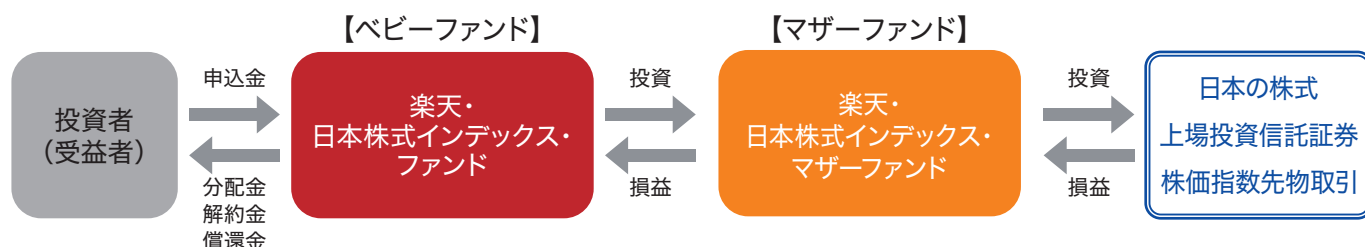
資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

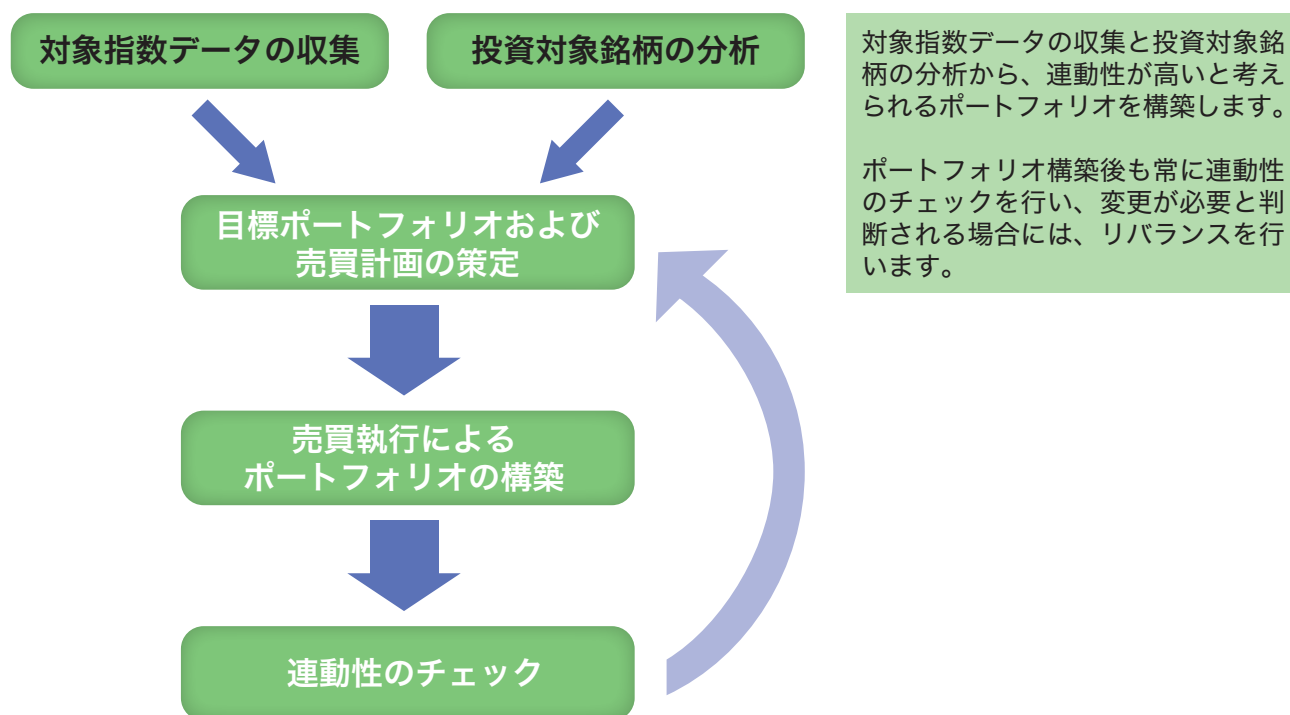
ファンドの仕組み

当ファンドは、「楽天・日本株式インデックス・マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」）とするファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様からの投資資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



運用プロセス



*上記の運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

- 毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドがマザーファンドを通じて実質的に投資する有価証券等の値動きにより、基準価額は変動します。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

●主な変動要因

株 価 変 動 リ ス ク	当ファンドが実質的に投資する株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。当該株式の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
流 動 性 リ ス ク	当ファンドが実質的に投資する有価証券等の流動性は、その需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を受けます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、市場実勢から期待できる価格で売買が実行できず、不利な条件での売買を強いられる可能性があります。また、これらにより、換金の申込みの受付が中止となる可能性や換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
信 用 リ ス ク	当ファンドが実質的に投資する有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当該有価証券等の価格が下落した場合は、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドは、対象指数の動きに連動する投資成果をあげることを目指して運用を行いますが、主として次のような要因があるため、基準価額の動きが対象指数と完全に一致するものではありません。
 - ・ 対象指数の構成銘柄のすべてを対象指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
 - ・ 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
 - ・ 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
 - ・ 対象指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
 - ・ 上場投資信託証券と対象指数の動きの不一致(上場投資信託証券に投資した場合)
 - ・ 株価指数先物と対象指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
 - ・ 株式、上場投資信託証券および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
 - ・ 株式、上場投資信託証券および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
 - ・ 対象指数の構成銘柄の入替えおよび対象指数の算出方法の変更による影響※要因は、上記に限定されるものではありません。
- 有価証券の貸付取引等において、取引先リスク(取引の相手方(レンディング・エージェントを含みます。)の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金移動等に伴う売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

リスクの管理体制

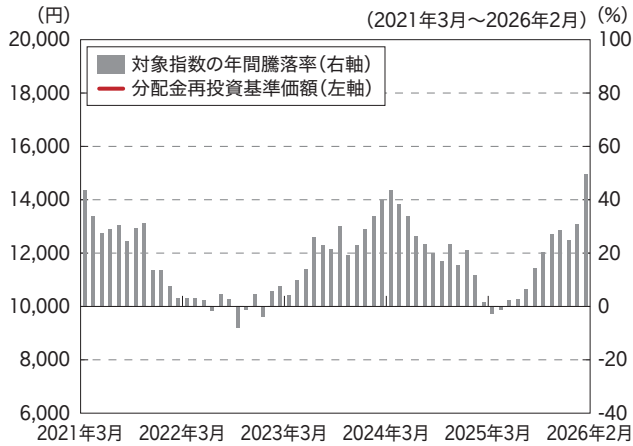
委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。コンプライアンス部は、投資信託財産の運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリング、投資信託財産の運用等についての法令諸規則や投資信託約款の遵守状況等のモニタリングを行います。それらの結果に基づき、必要に応じて是正指導を行うなど、適切な管理・監督を行います。

また、コンプライアンス部は投資信託財産の流動性リスクのモニタリングを行うとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

投資リスク

参考情報

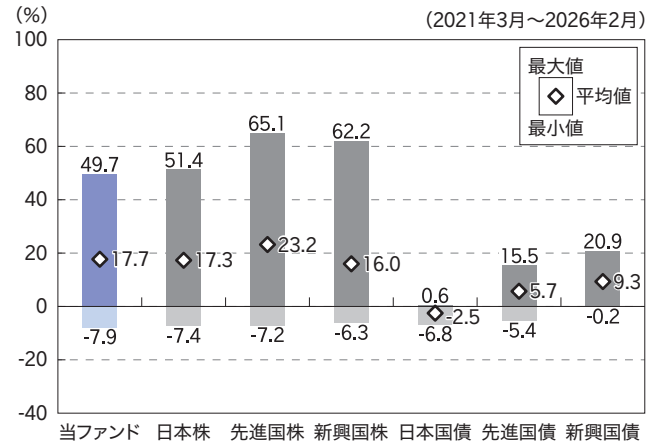
■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。(当ファンドは設定前であるため、分配金再投資基準価額は掲載していません。)

※当ファンドは設定前であるため、対象指数の騰落率を表示しています。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、設定前であるため、対象指数を用いて算出しています。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)

先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)

日本国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)

先進国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)

新興国債・・・ブルームバーグ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

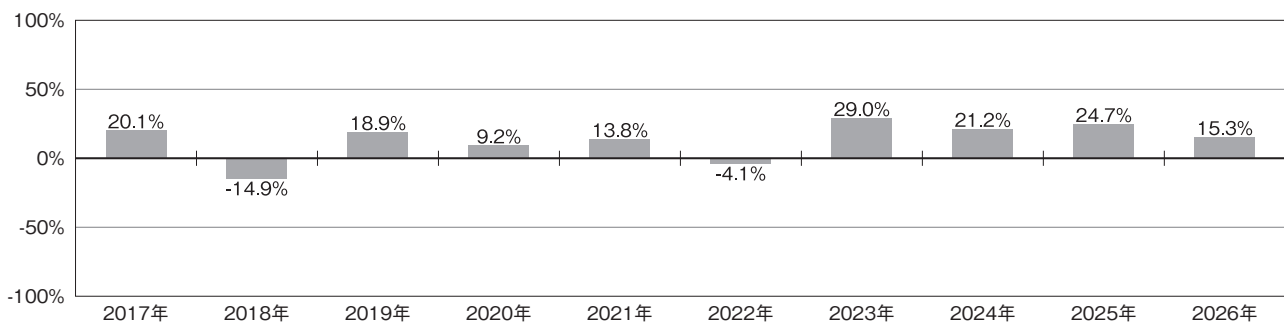
分配の推移（10,000口当たり、税引前）

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※上記は、当ファンドの対象指数(MSCIジャパン・インデックス(配当込み))の年間騰落率です。

※2026年は2月末までの騰落率を表しています。

※対象指数の情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社またはお申込みコースにより異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
購 入 価 額	【当初申込期間】 1口当たり1円 【継続申込期間】 購入申込受付日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購 入 代 金	【当初申込期間】 お申込みの販売会社にお支払いください。 【継続申込期間】 販売会社が定める所定の日までに販売会社の定める方法でお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にご確認ください。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目以降に受益者にお支払いします。
申 込 締 切 時 間	【当初申込期間】 販売会社が定める時間とします。 【継続申込期間】 原則として、営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にご確認ください。
購 入 の 申 込 期 間	【当初申込期間】 2026年6月15日 【継続申込期間】 2026年6月16日から2027年10月14日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込み・換金申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み・換金申込の受付を取消すことができます。
信 託 期 間	無期限(設定日：2026年6月16日) ※ただし、一定の条件により繰上償還する場合があります。
繰 上 償 還	委託会社は、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象指数が改廃されたとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	原則として、毎年7月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日) 第1期決算日は、2027年7月15日とします。
収 益 分 配	毎決算時に、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。 (注)当ファンドには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告により行い次のアドレスに掲載します。 https://www.rakuten-toushin.co.jp/
運 用 報 告 書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除の適用が可能です。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.132% (税抜0.12%) の率を乗じて得た額とします。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、投資信託財産中から支弁します。			運用管理費用(信託報酬)＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率
	運用管理費用 (信託報酬) の配分	委託会社	年0.0550% (税抜0.050%)	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年0.0583% (税抜0.053%)	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
		受託会社	年0.0187% (税抜0.017%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・投資信託財産にかかる監査報酬 ・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用^(注) ・その他投資信託財産の運営にかかる費用^(注) ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・貸付有価証券関連報酬 等 監査報酬は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に支払われます。貸付有価証券関連報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に支払われます。それ以外の費用・手数料等はその都度支払われます。 (注)該当業務を委託する場合のその委託費用を含みます。 ※委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該費用・手数料等の一部もしくはすべてを負担する場合があります。 ※これらの費用・手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。			・信託事務の処理に要する諸費用：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、投資信託財産において資金借入れを行った場合の利息 ・投資信託財産にかかる監査報酬：監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 ・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用 ・その他投資信託財産の運営にかかる費用：計理業務およびこれに付随する業務にかかる費用 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・貸付有価証券関連報酬：有価証券の貸付取引を行った場合は、投資信託財産の収益となる品貸料に0.55 (税抜0.5) を乗じて得た額

※費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

######